

市域の土地利用は、田、畑、山林等の土地利用が年々減少しているが、工業用地、宅地等の土地利用は増加している。令和7（2025）年3月現在、土地利用のうち、優先的かつ計画的に市街化を図るべき「市街化区域」は12,728ha（市の総面積の88.2%）、市街化を抑制すべき「市街化調整区域」は1,707ha（市の総面積の11.8%）である。市内の事業所数、従業者数についての平成26（2014）年度の経済センサス-基礎調査（基幹統計調査）結果では、事業所数は43,149事業所、従業者数は584,131人である。令和2（2020）年国勢調査での就業人口は717,354人で、第1次産業就業者は2,625人（0.4%）、第2次産業126,522人（18.3%）、第3次産業は563,476人（81.3%）となっている。

川崎市内には多くの鉄道路線が通っており、現在東海道新幹線、JR東海道線、JR京浜東北線、JR横須賀線、JR南武線、JR鶴見線、京急本線、京急大師線、東急東横線、東急目黒線、東急大井町線、東急田園都市線、小田急小田原線、小田急多摩線、京王相模原線の6鉄道事業者、15路線、55駅が運行されている。また道路交通網では、東名自動車道・第三京浜国道・東京湾横断道路（アクアライン）・首都高速道路（神奈川1号横羽線・神奈川6号川崎線等）の高速道路や、一般国道1号（第二京浜）・15号（第一京浜）・132号・246号（通称大山街道）・357号・409号（府中街道）等の道路網が整備されている。また、古代に遡ると考えられる神奈川県道45号丸子中山茅ヶ崎線（中原街道）をはじめ、津久井道と通称される神奈川県道3号（世田谷町田線）等、交通の要衝として多くの道路が存在している。

その他、川崎市には、令和7（2025）年5月1日現在、生涯学習施設として、市立市民館（分館含む）13館、市立図書館（分館・閲覧所含む）13館、県立図書館1館、市立博物館・博物館類似施設5館が所在している。また、川崎市内には、橘樹官衙遺跡群を含め国指定19件（建造物7、絵画2、彫刻1、工芸2、古文書2、書籍・典籍1、考古資料2、有形民俗文化財1、史跡1）、県指定27件（建造物11、絵画1、彫刻3、工芸2、無形民俗文化財4、史跡4、天然記念物2）、市指定117件（建造物19、絵画32、彫刻19、工芸1、書跡2、典籍1、古文書11、考古資料17、史跡1、無形民俗文化財3、有形民俗文化財10、天然記念物1）の合計163件の指定文化財とともに、国登録文化財12件（登録有形文化財10、登録記念物2）、県選挙無形民俗文化財1件が存在する。

また市内で、市民生活・市民文化や地域風土等に根ざして継承されてきた文化財を地域の宝として顕彰及び記録し、まちづくり等に寄与することを目的として「川崎市地域文化財顕彰制度」を平成29（2017）年度に創設し、令和7（2025）年4月1日現在、川崎市地域文化財として264件を決定している。

(4) 橘樹官衙遺跡群に関わる法的規制

橘樹官衙遺跡群内に関わる法的規制等には、次があげられる。

①文化財保護法（昭和25（1950）年5月30日法律第214号）

橘樹官衙遺跡群は、平成27（2015）年3月10日に文部科学省告示第38号により国史跡に指定された。史跡指定範囲内は、文化財保護法によって現状を変更する行為等が規制されている（第125条）。また、史跡指定範囲周辺は文化財保護法における周知の埋蔵文化財包蔵地（高津区No.95・138・148、宮前区No.5）となっており、開発行為に伴う土木工事等により土地の掘削を行う際、工事着手前の通知又は届出が義務づけられるとともに、埋蔵

文化財の取扱い等について、市教委と協議を行い、必要があれば保存のための措置が求められる。

②都市計画法（昭和43（1968）年6月15日法律第100号）

橘樹官衙遺跡群の史跡指定地は、全域都市計画法による市街化区域であり、用途地域としては第一種低層住居専用地域に指定されている。

③農地法（昭和27（1952）年7月15日法律第229号）

農地又は採草放牧地（第2条第1項）について、所有権を移転する場合または農地以外の用途に転用する場合には農業委員会の許可を受けなければならないとされている（4haを超える場合には農林水産大臣の許可）。橘樹官衙遺跡群の史跡指定地と近接範囲には一部農地が所在する。

④生産緑地法（昭和49（1974）年6月1日法律第68号）

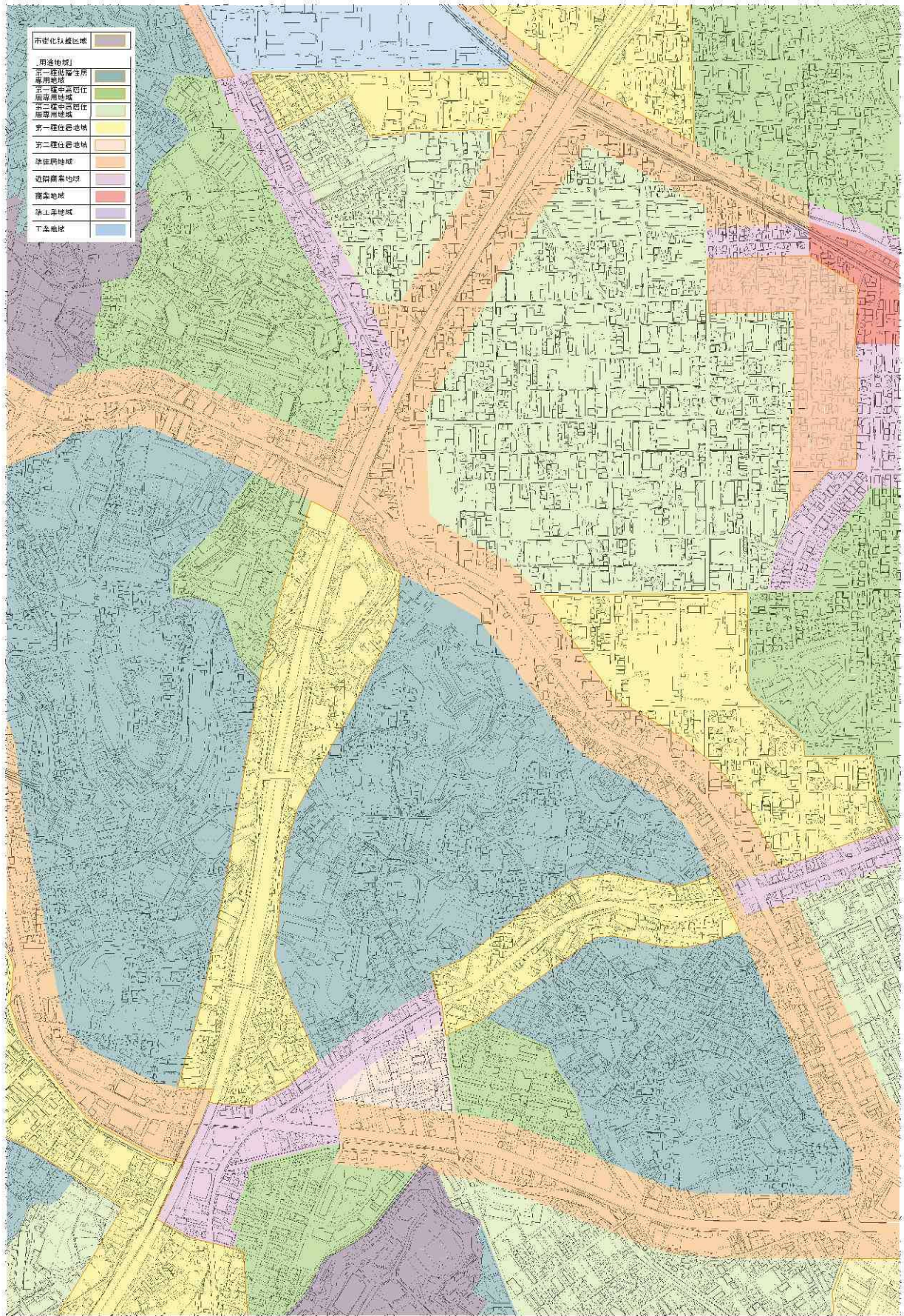
良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図るため、建築物その他の工作物の新築、改築または増築、宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更、水面の埋立てまたは干拓を行う場合には市町村長の許可が必要とされている（第8条）。橘樹官衙遺跡群の史跡指定地と近接範囲には、生産緑地地区が所在する。

⑤都市緑地法（昭和48（1973）年9月1日法律第72号）

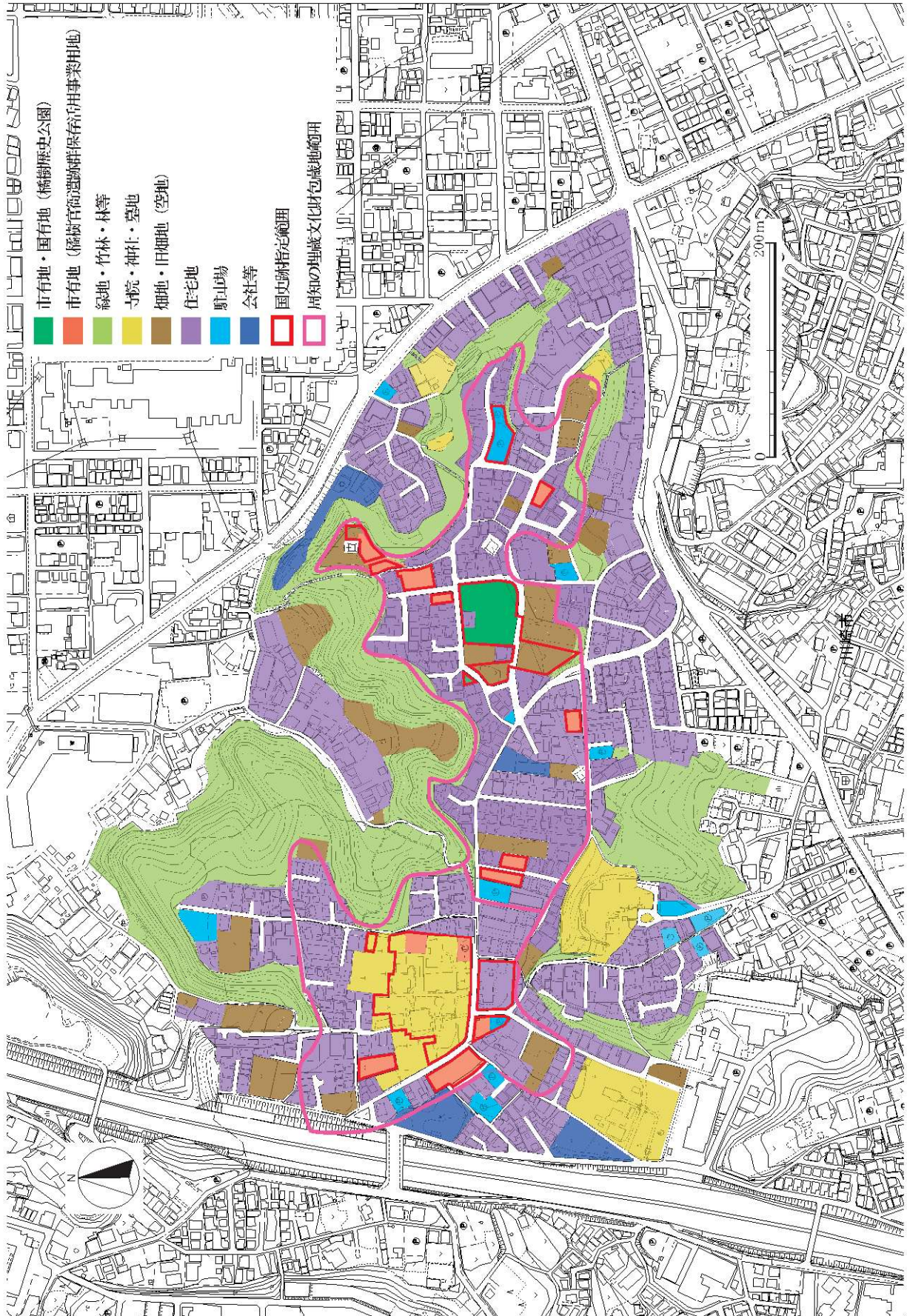
橘樹官衙遺跡群の近接範囲には「橘特別緑地保全地区」・「千年特別緑地保全地区」・「東野川特別緑地保全地区」が所在している。特別緑地保全地区は、都市緑地法に基づき、都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為等、一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度であり、○無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの、○神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的、文化的意義を有するもの、○風致又は景観が優れているもの、または動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があるもので、当該地域の住民の健全な生活環境を維持するために必要なもの、等を対象として、都市計画法における地域地区として、市町村（10ha以上かつ2以上の区域にわたるものは都道府県）が計画決定を行う。特別緑地保全地区に指定された場合、優遇税制等が適用されるとともに、土地所有者は建築行為等の申請が不許可となった時に、市に土地の買入れを申し出ることができる（第17条）。また、譲渡所得には2,000万円控除が適用される等、さまざまな優遇措置が受けられるが、原則として、緑地として永続的に保全することになる。

⑥電気事業法（昭和39（1964）年7月1日法律第170号）

橘樹官衙遺跡群の史跡指定範囲隣接地には、東京電力株式会社が維持管理する送電鉄塔が所在している。送電鉄塔は事業用電気工作物に該当するため、安全に係る技術基準や保安規定が定められている。このため、送電鉄塔周辺において、発掘調査等の事業を実施す



第 10 図 史跡橘樹官衙遺跡群及びその周辺における用途地域図



第 11 図 史跡橋樹官衙遺跡群及びその周辺における土地利用状況図

る際は、送電線からの安全距離等に厳しい制限があるため、十分留意することが必要となる。

⑧川崎市屋外広告物条例（平成14（2002）年12月26日条例第109号）

川崎市屋外広告物条例では、文化財保護法及び川崎市文化財保護条例等により史跡等に指定された地域は、原則屋外広告物を出せない地域とされている（第4条）。但し、法令の規定により表示する広告物または提出物件等、適用除外となるものもある（第7条）。

（4）指定地の状況

ア 土地の所有状況

史跡橘樹官衙遺跡群の史跡指定地のうち、公有地化されている土地は43.22%（国有地2.53%、市有地40.69%）であり、その他宗教法人が29.14%、個人所有地が27.63%である。

イ 土地の利用状況

土地の利用状況は、畑地が約27%、寺院（影向寺）が約28%、公有地（歴史公園・道路等）が約40%、住宅地が約5%である。

ウ 管理団体

川崎市 官報告示：平成28（2016）年2月3日付け 文化庁告示第5号

第3章 橋樹官衙遺跡群の本質的価値と構成要素

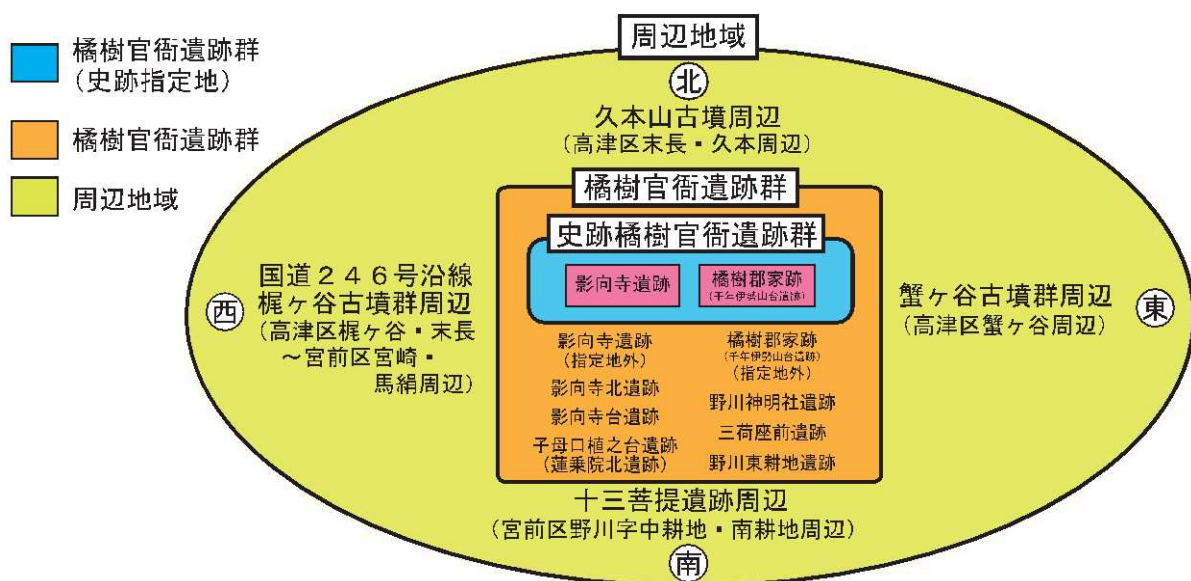
史跡橋樹官衙遺跡群の価値には、橋樹官衙遺跡群の遺構・遺物や立地状況等から構成される本質的価値と、副次的な価値としての橋樹官衙遺跡群の成立の背景や郡家成立以前および廃絶後の様相を物語る遺構・遺物や地理・地形等から知ることのできる歴史的な価値、そして史跡のもつ社会的な価値とがある。また、史跡指定地以外の橋樹官衙遺跡群やその周辺地域にも、史跡と密接にかかわる価値が内包されている。

そこで、史跡橋樹官衙遺跡群の指定地、指定地以外の橋樹官衙遺跡群、橋樹官衙遺跡群周辺の地域（第12図）における主要な価値と副次的価値について、以下のとおり整理する。

第1節 保存活用計画における対象地域

史跡橋樹官衙遺跡群の指定地は、遺跡群の一部にすぎず、遺跡群を理解するためには、周辺地域に集中している県及び市指定の文化財をはじめとする多様な歴史的・文化的資産と結びつけることが必要である。そうすることで、その歴史的価値がさらに高まり、より有効な保存・活用を図ることが可能となる。そこで、第2期保存活用計画では、「史跡橋樹官衙遺跡群の指定地」及び「指定地以外の橋樹官衙遺跡群」とともに、「橋樹官衙遺跡群周辺の地域」として、北はJR武蔵溝ノ口駅及び東急溝ノ口駅南側に位置する久本山古墳周辺、西は国道246号線沿いに展開する梶ヶ谷古墳群周辺、東は川崎市内で唯一現存する前方後円墳を含む蟹ヶ谷古墳群周辺、南は縄文時代前期末葉の標式遺跡である十三菩提遺跡周辺までの範囲を対象地域として取扱うこととする。

この範囲内には、7世紀後葉築造とされる馬絹古墳（神奈川県指定史跡）、古代の集落等が確認されている新作小高台遺跡（高津区新作）、平安時代前期作の木造聖観世音菩薩立像（川崎市重要歴史記念物）が所在する能満寺（高津区千年）のように、史跡橋樹官衙遺跡群との関連性が推測される遺跡や文化財が存在している



第12図 第2期保存活用計画における対象地域

第2節 橘樹官衙遺跡群の本質的価値

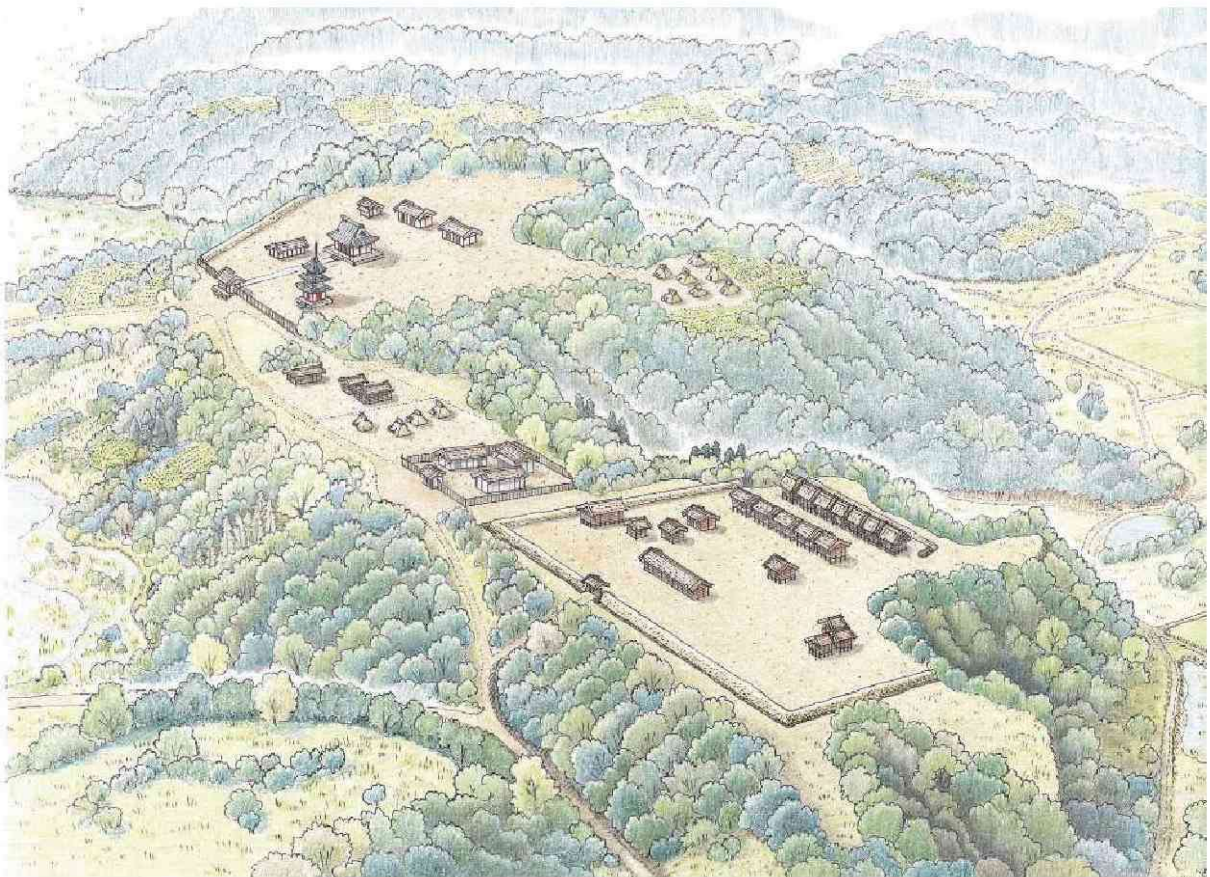
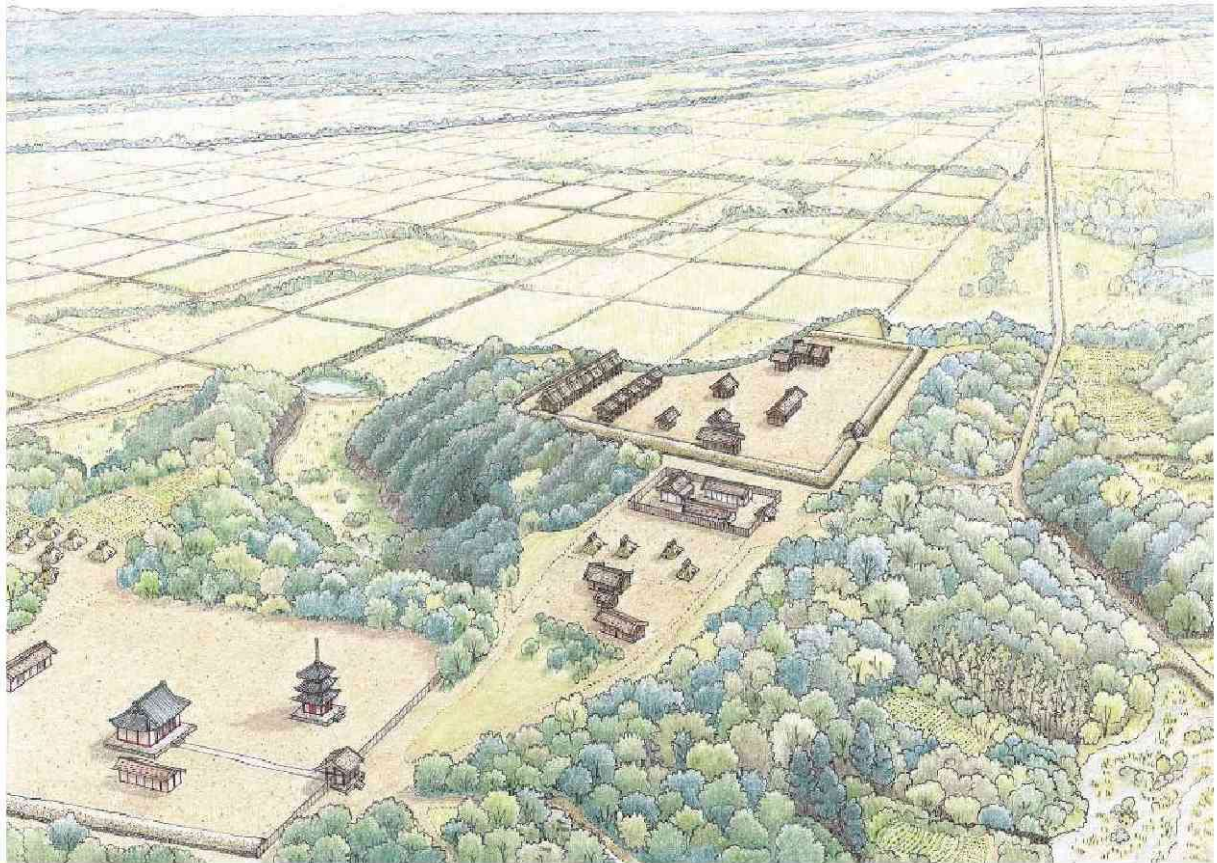
橘樹官衙遺跡群の価値をまとめると、国史跡指定地内は概ね9点、指定地を含む橘樹官衙遺跡群全体では13点に整理することができる。

<史跡指定地内>

- ①橘花屯倉の設置から橘樹評・橘樹郡への変遷の様相を探るうえで重要な手がかりになるとともに、律令国家の地方支配の成立と展開の様相を解き明かす上で全国的に希少な遺跡群である。
- ②地方行政機関である郡家と古代影向寺との密接な関係性を示す。
- ③古代の官衙・寺院の建築・土木技術や造営組織のあり方を探るうえで貴重な情報を内包している。
- ④橘樹郡家正倉院の成立過程、正倉群の築造過程等の変遷を具体的にたどることができる。特に、7世紀後葉から8世紀前葉にかけての正倉群成立の過程は、他の郡家遺跡では知られていない特異なあり方を示しており、橘樹評から橘樹郡への移行過程における遺跡の性格や機能の変化といった歴史的展開をも明らかにしうるものとして極めて注目される。
- ⑤橘樹郡家正倉院の成立過程においては、総柱高床倉庫等の基礎土木・建築構造や建物配置について他に例のない多くの新知見が得られており、建築土木技術の系譜や造営手段のあり方等を解明する上で重要な手がかりとなる。
- ⑥丘陵地形を利用した官衙の立地及び駅路・伝路との関係性を示す。
- ⑦古代南武蔵地域の歴史的様相やこの地域における本遺跡の歴史的的特質を示す。
- ⑧古代寺院における主要伽藍の造営過程をたどることができるとともに、基礎土木工法の技術的な特徴も明らかにできる可能性を有する。
- ⑨「无射志国荏原評」や「都」銘文字瓦のように、7世紀後葉の寺院造営における隣接する荏原評との関係や、8世紀中葉の瓦の供給関係等を解き明かす手がかりとなる貴重な資料が出土している。

<史跡指定地を含む橘樹官衙遺跡群全体>①～⑨は同じ

- ⑩郡家正倉院から離れた場所への正倉分置をはじめ、官衙諸施設が古代の駅路または伝路と推定される中原街道に沿って比較的集中して配置されており、官衙の造営計画及び方法を明らかにしうる可能性を有する。
- ⑪古代寺院における伽藍及び関係遺構の様相を解明する上で重要である。
- ⑫野川神明社遺跡等で多数検出されている7世紀～12世紀にかけての掘立柱建物跡や竪穴建物跡は、郡家や古代寺院に隣接し、官衙造営期から廃絶後まで継続する集落跡であることから、郡司層や郡雑任等が居住していた可能性もあり、官衙と周辺集落との関係性を示している。
- ⑬矢上川水系を利用した水上交通との関係性や津の存在を推定できる等、郡家や官衙間の物資運搬方法を解明できる可能性を有する。



第 14 図 橋樹官衙遺跡群イメージ [奈良時代] (上：西から東を望む、下：東から西を望む)

第3節 橘樹官衙遺跡群の副次的な歴史的価値

前節で整理した本質的価値に加え、橘樹官衙遺跡群は次の副次的な歴史的価値を有する。

<史跡指定地内>

影向寺は、古代から現在まで連綿と法灯が伝えられてきた南関東屈指の古刹として知られており、江戸から多摩川を渡って直近という地理的環境もあり、近世後期に編纂された『新編武蔵風土記稿』『江戸名所図会』等でも紹介され、現在でも広く親しまれている。その信仰は、境内に残る古代寺院の塔心礎と推定される影向石や11世紀末頃に製作され、長年信仰されてきた薬師三尊と深く関連しており、古代と近世等、幾重にも重なる歴史を有している。

<史跡指定地を含む橘樹官衙遺跡群全体>

- ①千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕や影向寺が立地する台地周辺は、古来からの地形や斜面林がよく保全され、古代の景観を復元する手がかりとなるとともに、谷戸の湧水や小河川等は、古代の祭祀や水運等を探る手がかりになりうる。すなわち、古代律令制の地方支配拠点である郡家の空間の広がりや周辺施設との関係性とともに、古代の風景や景観を体感的にイメージしうる空間的な広がりがよく残されている。
- ②遺跡周辺の斜面林は都市部に残された数少ないまとまった緑地として、地域の景観形成に寄与しており、ホタルや湧水等の里山保全の市民活動の場としてこれまでに利用されているが、橘樹官衙遺跡群が国史跡に指定されたことで、古代の郡家遺跡の立地を考える上で重要な価値が付加される。
- ③橘樹官衙遺跡群は、人口約155万人を擁する川崎市に所在し、都心からのアクセスも比較的容易であり、大都市にあって歴史や文化、古代以来の地形や交通網等を体感できる、都市の歴史的文化的オアシスとしての価値を有する。

<橘樹官衙遺跡群周辺地域における価値>

- ①橘樹官衙遺跡群を含む周辺地域には、馬絹古墳等、ヤマト王権の直轄地ともされる橘花屯倉との関連性が推測される古墳が築造されている。屯倉を通じヤマト王権との直接的なつながりのあった当地域には、当時最先端の仏教や技術が直接的に流入したことが考えられる。地域政治勢力の性格や推移、中央との結びつきを示唆する古墳群や集落遺跡等から、古代東国社会の展開を知る手がかりとなる。
- ②郡家正倉の分置や、駅路・駅家や伝路、水上交通を含めた古代律令制国家の交通網、条里地割の展開がうかがえる遺跡や地形があり、当地域を含めた広域の古代の様相を解明するための手がかりとなりうる。
- ③宮前区では火葬骨蔵器が集中して出土しており、埋納形態等から東国社会への仏教思想の浸透を表しているとともに、馬絹古墳の築造技術や日本書記の記述等から渡来系氏族の影響も考えられ、古代東国社会の展開を知る手がかりとなる。
- ④遺跡周辺の斜面林は、大部分が特別緑地保全地区として指定されており、都市部に残されたまとまった緑地として、地域の景観形成に寄与している。

第4節 橘樹官衙遺跡群及び周辺地域の社会的な価値

これまでに整理した本質的価値・副次的価値に加え、橘樹官衙遺跡群及び周辺地域は、次の社会的な価値を有する。

(1) 学校教育・生涯学習の拠点としての価値

橘樹官衙遺跡群を含む周辺地域は、歴史の薫り漂う地域として多くの遺跡や文化財が所在している。それらを活かした文化財めぐりツアー等、生涯学習の場として老若男女に利用されているほか、周辺の小中学校の生活科・社会科・総合的な学習等の活動の場として、教育目的にも利用されている。

(2) 景観形成・緑地保全・生物多様性

橘樹官衙遺跡群周辺の特別緑地保全地区は、まとまりのある樹林地と湧水地が保全され、都市気象の改善、景観形成等の重要な役割を有しているとともに、恒久的に保全された自然緑地として施設系の都市緑地と同様に緑の水のネットワーク形成上重要な地域結節拠点であるという価値をもつ。「生物多様性かわさき戦略～人と生き物つながりプラン～」に掲げられる基本的な考え方や3つの視点に立脚した、里山保全等の市民活動の場としての価値をもつ。これらの緑地には、オニヤンマやサワガニ等、在地系統の種が残存していることが確認されており、都市の生態系を維持する上でも重要な役割を担っている。

(3) コミュニティのレクリエーションの場としての価値

令和6（2024）年にオープンした橘樹歴史公園は都市公園（歴史公園）として供用されており、子どもから高齢者までさまざまな人々の日常的な運動・レクリエーションの場としても利用されている。また、周辺に展開する遺跡や寺社等と併せて「たちばなの散歩道」等ウォーキングのコースの立ち寄りポイントとしても活用され、健康保持の活動等にも資する資源となっている。

(4) まちづくり・防災の拠点としての価値

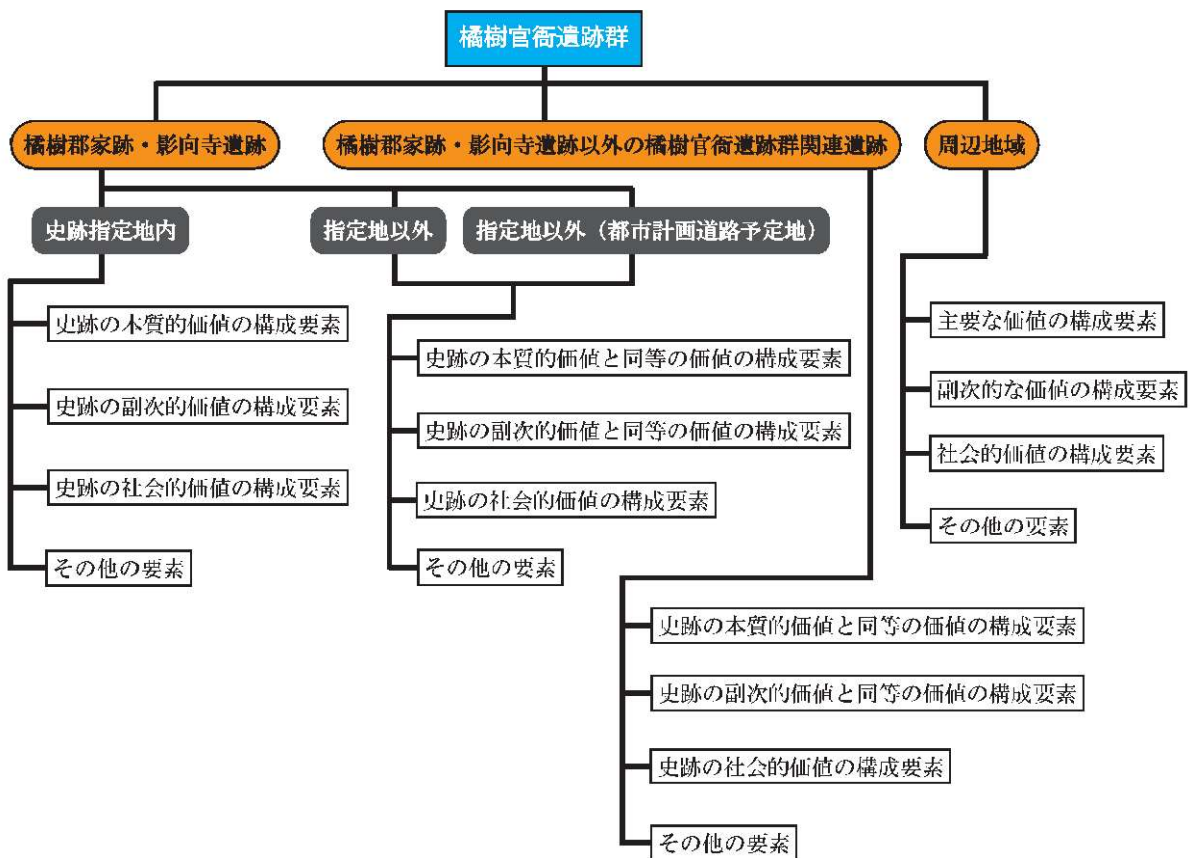
橘樹官衙遺跡群及びその周辺地域には多くの遺跡や文化財が所在しており、名所旧跡をめぐる観光資源としての利活用がこれまで以上に期待される。また、現在市民に供用している「橘樹歴史公園」のように、比較的広い空間を有しており、災害時等の避難場所や地域の防災において、一定の役割を果たすことができる。

第5節 構成要素の特定

史跡橋樹官衙遺跡群の構成要素については、前述した橋樹官衙遺跡群の本質的価値、副次的な価値、社会的な価値から、史跡の本質的価値を構成する要素とそれ以外の価値を構成する要素に分けて整理した。

また橋樹官衙遺跡群では、遺跡群を構成する千年伊勢山台遺跡〔橋樹郡家跡〕及び影向寺遺跡で国史跡に指定された範囲だけでなく、両遺跡の国史跡指定地以外やその周辺に展開する関連遺跡にも、官衙に関係する遺構群が存在していることが判明している。これらは、橋樹官衙遺跡群の本質的価値を構成する要素もしくはそれと同等の価値を構成する要素であると考えられる。

そこで、第1～4節で述べた価値に基づき、橋樹官衙遺跡群の構成要素を整理した。



第15図 橋樹官衙遺跡群の構成要素

第4章 現状と課題

史跡橘樹官衙遺跡群及びその関連する遺跡は、古代律令国家における南武蔵最南端の地方行政単位であった橘樹郡を統治していた役所跡（橘樹郡家跡）及び隣接して造営された地域の文化的中心であった古代寺院跡であり、古代国家の地方支配の実態を知る上で重要な価値を持つ遺跡である。この史跡を確実に保存継承するためには、遺構・遺物を適切に保存管理するとともに、史跡の価値や魅力を高め伝えるための整備・活用を進めていく必要がある。

そこで、史跡橘樹官衙遺跡群及びその関連する遺跡について、保存管理、活用、整備、管理運営体制の現状と今後の課題を整理した。

第1節 保存管理

（1）史跡指定地内の保存管理の現状

- 史跡橘樹官衙遺跡群は、史跡指定地21,551.72㎡のうち、公有地化した範囲は9,349.1㎡（川崎市所有地8,800.85㎡、国有地548.25㎡）であり、残りは民有地（寺院地、民家、駐車場、畑地）12,202.62㎡である。
- 影向寺遺跡については、宗教法人影向寺と個人が所有をしており、神奈川県指定重要文化財である本堂薬師堂のほか、国重要文化財である薬師三尊等の安置殿、阿弥陀堂、鐘楼、寺務所等の建造物が現存する。
- 史跡指定地内は、原則として現状維持を図り、遺構・遺物を保護している。
- 橘樹歴史公園として市民に供用している史跡地の一部は、史跡の日常的な保全管理を千年町会が母体として構成された橘樹郡衙跡史跡保存会の協力を得ながら、市が行っている。
- 影向寺境内の史跡指定地内については、宗教法人影向寺及び影向寺重要文化財・史跡保存会が中心となって保全管理を行っている。
- 史跡指定地については、川崎市が管理団体となっている（平成28（2016）年2月3日付け 文化庁告示第5号）。

（2）史跡指定地内の保存管理の課題

- 指定地内に含まれる民有地については、地権者の協力を得て、地下遺構の保存を図るとともに、史跡の確実な保存を図るために公有地化を推進する必要がある。
- 史跡であることを明示する必要がある。
- 史跡指定地として、来訪者が訪れやすいように定期的な維持管理を行う必要がある。

（3）史跡指定地周辺の保存管理の現状と課題

- 史跡指定地の周辺は、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当をしており、橘樹官衙遺跡群に関連する遺跡、前時代及び官衙廃絶後に営まれた遺跡である可能性が高い。今後、地権者等の協力を得て、さらに確認調査を行い、官衙に関連する遺構が発見された場合は史跡の追加指定を目指し、地権者等と協議の上、保存を図る必要がある。
- 史跡周辺における周知の埋蔵文化財包蔵地及び特別緑地保全地区等を含め歴史的景観を保全するために、急傾斜地崩壊対策事業や民間開発等については、理解と協力を求めながら対応

をする必要がある。

- 史跡周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地では、深い掘削を伴う工作や工事に対しても事業者等の理解と協力を得て、遺跡の保存を図る。
- 指定地周辺の民家で、建て替え等の開発計画がある場合は、試掘調査・確認調査を徹底して行うことで、史跡に関連する遺構の把握と保存に努める必要がある。

第2節 活用

(1) 現状

- 市教委や区役所、市民活動団体等が行っているまち歩き事業等において、史跡橘樹官衙遺跡群をコースに取り入れ、橘樹郡家跡では、案内板・説明板・刊行物等を用いて解説を行っている。
- 影向寺遺跡においては、塔心礎である影向石や本堂である薬師堂礎石の一部等、古代にさかのぼる遺構・遺物等を手がかりに遺跡の全体像について学ぶ取組を行っている。
- 史跡に関する情報の発信は、川崎市のホームページや市政だより等の媒体を利用しているほか、必要に応じて遺跡解説のリーフレット等を作成している。

(2) 課題

- 一般の来訪者が単独で訪れた場合等は、ガイダンス施設等が近隣にないことから、遺跡を理解するための手がかりが少ない。
- 史跡には駐車場や駐輪施設等がなく、駅やバス停からのアクセスもしやすいとは言いがたい。
- 史跡に係るボランティアの育成や活用が出来ていない。
- 川崎で育つ、将来を担う子ども達が、地域の歴史を伝える史跡を知ることは非常に重要である。現在も一部学校への出前授業や、校外学習への専門職員の派遣等を行っているが、市域全体への対応は困難である。今後、川崎市内の各学校で学習を主体的に取組めるよう、教材の開発や、教員への支援が必要である。
- 史跡を有効に活用していくためには、地域の理解と協力が欠かせないため、史跡の活用にあたっては地域住民の参加と地域の活性化につながる継続的な手法を開発する必要がある。
- 橘樹官衙遺跡群と同時に国史跡指定を受けた茅ヶ崎市の下寺尾官衙遺跡群をはじめ、東京都府中市の武蔵国府跡、東京都国分寺市の武蔵国分寺跡等、古代官衙関連の史跡を有する自治体との交流や情報交換を進め、市民の史跡への理解を深める取組に活かす必要がある。
- SNS (Social Networking Service) 等情報発信手段が多様化していることから、有効な情報発信媒体の検討を行うことが必要である。

第3節 整備

(1) 現地案内

- 遺跡の位置関係や内容、また周辺の遺跡・文化財等を把握できる設備がない。また、橘樹郡家跡と影向寺遺跡間のアクセスを示す案内板等が不十分であり、他部局が設置したサインとの重複が見られるため、案内板等の整理が必要である。

(2) 史跡へのアクセスと便益施設

- 公共交通機関で史跡を訪れる場合の最寄りとしては、路線バス「影向寺」バス停・「千年」バス停等であるが、遺跡群の所在する丘陵はバス通りから急な坂道や階段を上らないと到達できない。また、史跡周辺は道路幅が狭く、歩道もない場所が大半であるが、車の通行量が多いことから、史跡等の見学時に危険な場合もある。遺跡来訪者用の駐車・駐輪スペースは現状整備されていないため、多目的広場等のスペースの確保が必要である。
- 橘樹官衙遺跡群や橘樹歴史公園を訪れる人たちが快適に過ごせるようトイレの設置が必要であるが、遺構の保存に十分配慮しつつ、近隣住民を含む地域との十分な協議・調整を行う必要がある。
- 橘樹郡家跡と影向寺遺跡を結ぶ道路は、住宅の密集する幅員の狭い道路で、交通量も多いことから、安全な動線の確保が必要である。

(3) 居住空間と関わり

- 史跡が地域住民の生活空間と重なっていることから、住民のプライバシーに十分配慮する必要がある。

(4) 史跡の整備

- 平成27（2015）年の史跡指定時の指定範囲は橘樹官衙遺跡群の内のごく一部分に限られており、官衙に関連する重要な遺構がすでに発見されている場所や今後官衙に関連する重要な遺構が発見された場合等は、順次追加指定を図る必要がある。このことから、史跡全体の将来像を描きながら整備を計画するとともに、公有地化の進展に応じた段階的な整備を行っていく。

第4節 管理運営体制

- 史跡の保存・管理については、既に地元の遺跡保存会と協働して行っている部分もあり、保存会の育成・充実に協力しつつ、今後さらに連携しながら進めていく。
- 史跡整備等の進展に応じて、公有地を含む史跡全体の管理・活用に係る人的資源の拡充と育成とともに、地域住民や関係行政庁との連絡調整を図っていく必要がある。また、橘樹官衙遺跡群の保存・活用・整備事業は、住民、有識者、行政が関わり合いながら携わることが望ましく、橘樹郡衙跡史跡保存会や影向寺重要文化財・史跡保存会とも連携しながら各種事業を運営する必要がある。